



政府統計



総務省

死因究明等の推進に関する取組に係るアンケート調査 (医師) (本体)

◇ アンケートへの御協力をお願い

総務省行政評価局では、平成31年4月から「死因究明等の推進に関する政策評価」を実施しております。

死因究明等の推進に係る政策をより良いものとしていくため、策定から5年を迎える死因究明等推進計画に基づく各府省の取組について、政策が総合的に推進されているか等の観点から、関係機関の各種事業等の実施状況や効果などについて調査を進めているところです。

今回送らせていただいた本アンケートは、その調査の一環として、医師の皆様を対象として、死因究明等に関する業務への関わり方の実情等をお尋ねするもので、統計法（平成19年法律第53号）第19条第1項の規定に基づき、総務大臣の承認を受けて実施するものです。

この調査票に記入された内容については、統計以外の目的に使ったり、他にもらしたりすることはありません。また、記名の必要もありませんので、ありのままを記入してください。

調査の趣旨を御理解いただき、可能な範囲で御協力くださいますようお願い申し上げます。

なお、本アンケートの実施に当たっては、日本医師会の御協力をいただきました。

令和2年1月
総務省行政評価局

令和2年（2020年）2月7日（金）までに御返送ください

◇ 御回答いただくに当たってのお願い

- 1 御回答に当たって、お名前を記載していただく必要はございません。
- 2 調査票は、各種取組の実績に応じ御回答いただく設問数が違います。全て御回答いただく場合でも、おおよそ20分程度で記入していただけるよう設計していますので、御協力をよろしくお願いいたします。
- 3 調査票(本体)の奇数ページの【**全員にお伺いします**】と書かれている設問(全11問)は、**全員に御回答いただきたい設問**となっております。また、偶数ページの設問は、奇数ページの設問それぞれに対する追加設問となっておりますので、誘導に従って御回答ください。
- 4 回答は、基本的に該当する選択肢のチェックボックスに✓印を記入していただく方法にしております。「該当するもの全てにチェック」と指定されている設問以外は、最も該当する選択肢一つに✓印を御記入ください。
- 5 選択肢のうち、「その他」を選択された場合、()に具体的に内容等を御記入ください。
- 6 設問Ⅰにつきましては、**令和2年(2020年)1月1日時点**での御回答をお願いします。
- 7 設問Ⅱ以降及び別紙設問A～Gにつきましては、設問により、「直近3年間の実績」、「平成28年4月から令和元年10月末までの間の実績」、「直近の実績」と、それぞれ御回答いただくに当たっての期間が異なりますので、御留意ください。
- 8 御回答いただいた調査票については、お手数ですが、同封しております返信用封筒での郵送、又はファックス(いずれも請負業者宛て)で御送付ください(**令和2年(2020年)2月12日(水)必着**をお願いします。)。なお、別紙の御回答がない場合も、併せて御送付ください。
- 9 都道府県医師会の役員及び郡市区医師会の役員を兼務されている方は、1部を御回答いただき、上記の方法で御送付ください(複数の調査票を御回答いただく必要はございません。)
- 10 なお、本アンケートについては、お送りした紙の調査票のほかに、電子媒体(ワード形式)の調査票も別途用意しております。電子媒体への入力・提出(請負業者への電子メール送付)を御希望の方は、請負業者まで御連絡ください。
- 11 また、本アンケートの実施に当たっては、調査票の配布及び集計について、(株)アリスに委託しておりますが、統計法に基づき、秘密の保護は厳格に守られます。

◇ 本調査についてのお問合せ・提出先

総務省行政評価局(内閣、総務等担当室)

担 当： よしだ たなか さが まつうら
吉田、田中、嵯峨、松浦
電 話： 03-5253-5441(直通)
ファックス： 045-871-9191(請負業者のファックス番号)
メー ル： kans2059@soumu.go.jp(総務省行政評価局のメールアドレス)
k-nakayama@aris-kk.co.jp(請負業者のメールアドレス)

◇ 本アンケートにおいて使用している用語の定義

本アンケート内で使用している用語のうち、一般的に定義されているものと範囲が異なる又は意味が異なるものとして使用している用語は下表のとおりとなります。
御回答に当たっては、下表の定義に沿っていただくようお願いいたします。

用語	本アンケート内での定義
大学等研究機関	国・公・私立大学及びそれに附属する病院、A iセンター等の専門機関
民間の専門機関	大学に附属しないA iセンター、剖検センター等の専門機関
警察等	警察のほか、海上保安庁、検察、刑務官を含む
検視等立会い	刑事訴訟法に基づく検視及び死因・身元調査法に基づく調査に係る医師の立会いのこと
A i 撮影	A i(死亡時画像診断)を行うため、CT、MRI等により遺体内部の画像を撮影すること
A i 読影	撮影した遺体内部の画像について、その死因を特定するために読影すること
薬毒物検査	簡易キットによる薬毒物検査のこと
読影結果報告書等	A i 読影の結果判明した死因に関する所見等について、依頼元の医療機関や警察等に対し報告するために作成する報告書、レポート等
遺族等	死亡した者の親族のほか、友人、知人も含む

総務省の調査に
御協力をお願いします



政策評価のマスコットキャラクター
「ひょうちゃん」

【全員にお伺いします】

I はじめに、あなたの年齢等についてお伺いします。

① 年齢 1：20～30 歳代 2：40～50 歳代 3：60～70 歳代 4：80 歳以上

② 性別 1：男性 2：女性

③ 開業又は勤務している施設の所在地： _____（都・道・府・県）

④ どのようなお立場ですか（該当するもの全てにチェックしてください。）。

- 1：医療機関の開設者・管理者
- 2：1 以外の勤務医（大学病院の臨床系勤務医を含む）
- 3：研究者（大学等研究機関、その他研究機関に所属）
- 4：警察医、検視等立会い医等として警察に事前に嘱託・登録等されている医師
- 5：監察医（常勤・非常勤問わず）

⑤を御回答ください

⑤ 上記④で 1 又は 2 を選択された場合、開業又は勤務している施設はどのようなものですか（複数該当する場合は、主な勤務先一つにチェックしてください。）。

- 1：病院（大学に附属する病院を除く）
- 2：大学に附属する病院
- 3：有床診療所
- 4：無床診療所
- 5：介護老人保健施設
- 6：その他（ _____ ）

⑥ 従事する診療科名等を御回答ください（該当するもの全てにチェックしてください。）。

- 1：内科
- 2：呼吸器内科
- 3：循環器内科
- 4：消化器内科（胃腸内科）
- 5：腎臓内科
- 6：神経内科
- 7：糖尿病内科（代謝内科）
- 8：血液内科
- 9：皮膚科
- 10：アレルギー科
- 11：リウマチ科
- 12：感染症内科
- 13：小児科
- 14：精神科
- 15：心療内科
- 16：外科
- 17：呼吸器外科
- 18：心臓血管外科
- 19：乳腺外科
- 20：気管食道外科
- 21：消化器外科（胃腸外科）
- 22：泌尿器科
- 23：肛門外科
- 24：脳神経外科
- 25：整形外科
- 26：形成外科
- 27：美容外科
- 28：眼科
- 29：耳鼻いんこう科
- 30：小児外科
- 31：産婦人科
- 32：産科
- 33：婦人科
- 34：リハビリテーション科
- 35：放射線科
- 36：麻酔科
- 37：病理診断科
- 38：臨床検査科
- 39：救急科
- 40：臨床研修医
- 41：全科
- 42：その他（ _____ ）

⑦ 日本法医学会の下記の資格を保有していますか。（該当するもの全てにチェックしてください。）。

- 1：死体検案認定医
- 2：法医認定医
- 3：両資格とも保有していない

本ページには設問がございませんので、
次ページ以降を御回答ください

Ⅱ 死因究明等に係る各種実績についてお伺いします。

(在宅死)

【全員にお伺いします】

① 在宅（患者の自宅のほか、老人ホーム、高齢者賃貸住宅、医療機関と提携したケアミックス、グループホームなど）での看取りを行った人数について御回答ください（直近3年間の、1年当たりの平均的なおおよその実績について御回答ください。）。

- 1：1～5人
- 2：6～10人
- 3：11～20人
- 4：21～50人
- 5：51～100人
- 6：101人以上
- 7：実績なし

「1」から「6」までを選択された場合

(診療情報の提供)

【全員にお伺いします】

② 警察等から死因究明や身元確認のために、患者の診療情報の提供を依頼されたことがありますか。

- 1：ある
- 2：ない

「1」を選択された場合

7ページ③以降を御回答ください

①-1 左記①で「1」から「6」までを選択された場合、死亡診断書（死体検案書）を作成していますか。

- 1：毎回作成している
- 2：おおむね作成している
- 3：作成したことはない

①-2を御回答ください

①-2 上記①-1で2又は3を選択された場合、御自身で作成されない理由は、どのようなものですか（該当するもの全てにチェックしてください。）。

- 1：他のかかりつけ医が作成したため
- 2：死因を自身が診療継続中の傷病以外と考えたため
- 3：異状死が疑われ、他の医師が検案や解剖等を実施したため
- 4：在宅での看取りの場合、死亡診断書（死体検案書）は作成できないと考えたため
- 5：その他（

②-1 左記②で1を選択された場合、提供依頼を断ったことはありますか。

- 1：ある
- 2：ない

②-2を御回答ください

②-2 上記②-1で1を選択された場合、断った理由はどのようなものですか（該当するもの全てにチェックしてください。）。

- 1：診療情報は個人情報であるため
- 2：依頼を受けた患者の診療実績がなかったため
- 3：診療情報を既に廃棄していたため
- 4：その他（

(警察等取扱死体)

【全員にお伺いします】

③ 警察等取扱死体に係る直近 3 年間の各種実績について、下表を御回答いただき、それぞれ実績がある場合には、該当する追加設問（別紙）についても御回答ください。

No	内容	実績	追加設問（別紙）
(1)	検視等立会の実施	<input type="checkbox"/> 1：ある <input type="checkbox"/> 2：ない	「1」を選択された場合、 別紙 p1 設問Aを御回答ください。
(2)	検案の実施	<input type="checkbox"/> 1：ある <input type="checkbox"/> 2：ない	「1」を選択された場合、 別紙 p3 設問Bを御回答ください。
(3)	解剖の実施	<input type="checkbox"/> 1：ある <input type="checkbox"/> 2：ない	「1」を選択された場合、 別紙 p5 設問Cを御回答ください。
(4)	A i 撮影の実施	<input type="checkbox"/> 1：ある <input type="checkbox"/> 2：ない	「1」を選択された場合、 別紙 p9 設問Dを御回答ください。
(5)	A i 読影の実施	<input type="checkbox"/> 1：ある <input type="checkbox"/> 2：ない	「1」を選択された場合、 別紙 p11 設問Eを御回答ください。
(6)	A i（撮影又は読影）の依頼	<input type="checkbox"/> 1：ある <input type="checkbox"/> 2：ない	「1」を選択された場合、 別紙 p15 設問Fを御回答ください。
(7)	薬毒物検査の実施 (簡易キットによる薬毒物検査を指します。)	<input type="checkbox"/> 1：ある <input type="checkbox"/> 2：ない	「1」を選択された場合、 別紙 p17 設問Gを御回答ください。

いずれかで「2」を選択された場合

③-1 警察等取扱死体の検視等立会い又は検案を行ったことがない場合、その理由はどのようなものですか。

- 1：警察等取扱死体に関わる機会がなかった
- 2：警察等から検視等立会い等の依頼を受けたことはあるが断った……………
- 3：その他（ ）

③-2 を御回答ください

③-2 上記③-1 で 2 を選択された場合、断った理由はどのようなものですか（該当するもの全てにチェックしてください。）。

- 1：依頼された時間帯が診療時間や深夜帯など、時間的に対応困難だったため
- 2：肉体的・精神的負担が大きいと考えたため
- 3：警察等取扱死体に係る検視等立会いや検案を実施しても金銭的補償が少ないと考えたため
- 4：警察等取扱死体に係る知識・経験が不足していると考えたため
- 5：その他（ ）

9 ページ④以降を御回答ください

Ⅲ. 死因究明等に係る研修、医師の養成についてお伺いします。

【全員にお伺いします】

④ 平成 28 年 4 月から令和元年 10 月末までの間で、死因究明等に係る各種研修を受講したことはありますか。

- 1：ある
□2：ない

「1」を選択された場合

11 ページ⑤以降を御回答ください

④-1 左記④で 1 を選択された場合、下表について御回答ください。

No	研修名	主催機関（※）	研修テーマ (該当するもの全てにチェックしてください。)	受講回数	受講の感想
(1)	死体検案研修会（基礎）	日本医師会	検案・基礎		□1：参考になった □2：参考にならなかった □3：どちらでもない
(2)	死体検案研修会（上級）	日本医師会	検案・上級		□1：参考になった □2：参考にならなかった □3：どちらでもない
(3)	死亡時画像診断研修会	日本医師会	A i		□1：参考になった □2：参考にならなかった □3：どちらでもない
(4)	【研修名を記載ください】	□1 □2 □3 □4 □5 □6 □7 □8 ()	□1：検視等立会い □2：検案 □3：A i □4：解剖 □5：薬毒物検査 □6：身元確認 □7：看取り □8：その他 ()		□1：参考になった □2：参考にならなかった □3：どちらでもない
(5)	【研修名を記載ください】	□1 □2 □3 □4 □5 □6 □7 □8 ()	□1：検視等立会い □2：検案 □3：A i □4：解剖 □5：薬毒物検査 □6：身元確認 □7：看取り □8：その他 ()		□1：参考になった □2：参考にならなかった □3：どちらでもない
(6)	【研修名を記載ください】	□1 □2 □3 □4 □5 □6 □7 □8 ()	□1：検視等立会い □2：検案 □3：A i □4：解剖 □5：薬毒物検査 □6：身元確認 □7：看取り □8：その他 ()		□1：参考になった □2：参考にならなかった □3：どちらでもない
(7)	【研修名を記載ください】	□1 □2 □3 □4 □5 □6 □7 □8 ()	□1：検視等立会い □2：検案 □3：A i □4：解剖 □5：薬毒物検査 □6：身元確認 □7：看取り □8：その他 ()		□1：参考になった □2：参考にならなかった □3：どちらでもない
(8)	【研修名を記載ください】	□1 □2 □3 □4 □5 □6 □7 □8 ()	□1：検視等立会い □2：検案 □3：A i □4：解剖 □5：薬毒物検査 □6：身元確認 □7：看取り □8：その他 ()		□1：参考になった □2：参考にならなかった □3：どちらでもない

※「主催機関」欄については、下記番号により回答してください（該当するもの全てにチェックしてください。）。

1：日本医師会 2：日本歯科医師会 3：都道府県医師会・郡市区医師会 4：都道府県歯科医師会 5：大学等研究機関 6：警察 7：都道府県 8：その他

IV.死因究明等をめぐる政策・施策についての医師としてのお考えなどについてお伺いします。

(死因究明等推進協議会)

【全員にお伺いします】

- ⑤ 都道府県ごとに設置を求められている死因究明等推進協議会について御存じですか。
- 1：設置されていることも活動内容も知っている
 - 2：設置されていることは知っているが、活動内容は知らない
 - 3：知らない

(死因究明等に携わる医師の養成)

【全員にお伺いします】

- ⑥ 法医学を担う医師が増加しにくいのはどのようなことが要因だとお考えですか（該当するもの三つまでチェックしてください。）。
- 1：大学（院）での教育の魅力が低い
 - 2：修学資金の確保が困難
 - 3：法医学に対する学生の興味・関心が低い
 - 4：法医学の研究体制が不十分
 - 5：収入面等で他に魅力的なキャリアがある
 - 6：将来の就職先（ポスト）がない
 - 7：業務が過酷で体力面での負担が大きい
 - 8：その他（ ）

【全員にお伺いします】

- ⑦ 死因究明等に携わる医師を増加させるために、特にどのような内容の研修が必要だとお考えですか（該当するもの三つまでチェックしてください。）。
- 1：検視等立会い・検案
 - 2：A i
 - 3：解剖
 - 4：薬毒物検査
 - 5：身元確認
 - 6：看取り
 - 7：その他（ ）

(死因究明等に関する情報)

【全員にお伺いします】

- ⑧ 死因究明等に携わるに当たり、あるいは今後携わるためには、どのような情報が不足していますか（該当するもの全てにチェックしてください。）。
- 1：死因を判断するための法医学的知見
 - 2：A i 撮影を実施（依頼）できる機関（施設）の情報
 - 3：A i 読影を実施（依頼）できる機関（施設）の情報
 - 4：薬毒物検査を実施（依頼）できる機関（施設）の情報
 - 5：解剖を実施（依頼）できる機関（施設）の情報
 - 6：他都道府県が実施している死因究明等に係る取組の情報
 - 7：他機関（施設）や他都道府県が実施した死因究明の結果、得られた情報・知見
 - 8：国が実施している死因究明等に係る取組の情報
 - 9：その他（ ）

本ページには設問がございませんので
次ページ以降を御回答ください

13 ページ⑧以降を御回答ください

(A i (死亡時画像診断))

【全員にお伺いします】

⑨ 解剖の要否を判断するため、スクリーニングとしてA iを実施することの有用性について、どのよう
にお考えですか。

- 1：有用である
- 2：おおむね有用である
- 3：どちらともいえない
- 4：あまり有用ではない
- 5：有用ではない
- 6：分からない

【全員にお伺いします】

⑩ A iの対象とすべきなのは、どの範囲の御遺体だとお考えですか (該当するもの全てにチェックしてくだ
さい)。

- 1：診療関連死に係る御遺体
- 2：異状死に係る御遺体
- 3：司法・調査法解剖を実施する予定の御遺体
- 4：3に限らず全解剖実施予定の御遺体
- 5：遺族等からの希望がある御遺体
- 6：原則全ての御遺体
- 7：その他 ()

(遺族等への説明)

【全員にお伺いします】

⑪ 警察等取扱死体の死因等に関して、警察等と医師でどのように遺族等に説明すべきとお考えですか。

- 1：医学的観点からの説明は医師が行い、周辺状況は警察等が説明した方が望ましい
- 2：警察等取扱死体について包括的に把握しているのは警察等であるため、警察等が単独で説明した
方が望ましい
- 3：死因等に関する情報は主に医学的観点の情報が主なものであるため、医師が単独で説明した方が
望ましい
- 4：その他 ()

本体の設問は以上です
御協力ありがとうございました